

令和に改元後、初めての初詣日帰り旅行実施です。

明治神宮参拝と

「すしざんまい」の昼食・

銀座アンテナショップ自由散策

出発も到着も
各支店なので
移動が楽々!



■旅行代金：9,600円

- 年金定期積金「いきいきエイジ」ご契約（2019年12月末現在）のお客様はご旅行代金を5%割引させていただきます。
- 旅行代金に含まれるもの／貸切バス代（有料道路・駐車代含む）、見学入場料、ご昼食代、添乗員同行費用を含みます。

■旅行期間：1班/1月14日(火)・2班/1月16日(木)・3班/1月17日(金) 4班/1月21日(火)・5班/1月23日(木)・6班/1月28日(火)

■募集定員：各班 200 名様

■最少催行人員：各班 40 名様

■募集締切日：2019年12月25日(水)まで（定員になり次第締め切らせていただきます）

■利用バス会社：神田交通

■食事条件：朝食0回・昼食1回・夕食0回

■添乗員：各班全行程同行致します

※一部の支店につきましては、行きの休憩箇所から帰りの休憩箇所までの同行となります。



旅行期間及び対象店舗につきましては裏面をご覧ください

平塚信用金庫 初詣日帰り旅行 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜等のために必要な範囲内で運送・保険会社、個人情報提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

※「平塚信用金庫 初詣日帰り旅行参加申込書」と旅行代金をご持参のうえ、近畿日本ツーリスト首都圏の口座にお振込ください。

申し込み班	班	平塚信用金庫 支店名	支店	担当者	お申込日	年	月	日
フリガナ 参加者氏名	年齢	性別	電話番号	ご住所				
()	才	男・女	自宅： 携帯：	(〒 -)				
()	才	男・女	自宅： 携帯：	(〒 -)				
()	才	男・女	自宅： 携帯：	(〒 -)				
()	才	男・女	自宅： 携帯：	(〒 -)				

【受付ご解答欄】 年 月 日 No.

◆ 旅行期間

2020年【日帰り】

- 1班 1月14日(火)** 本店営業部、花水支店、須賀支店、南口支店
- 2班 1月16日(木)** 追分支店、中原支店、旭支店、金目支店、東海大学駅前支店
- 3班 1月17日(金)** 八幡支店、神田支店、寒川支店
- 4班 1月21日(火)** 南林間支店、桜ヶ丘支店、座間支店、海老名支店
- 5班 1月23日(木)** 相模野支店、相模原中央支店、相模台支店
- 6班 1月28日(火)** 厚木支店、愛甲石田支店、荻野支店、妻田支店、伊勢原支店

◆ ツアーの見どころ

明治神宮

明治神宮は明治天皇と皇后の昭憲皇太后をお祀りする神社です。初詣は例年日本一の参拝者数を集める神社としても知られます。令和2年は明治神宮が創建されてちょうど百年という記念の年になります

各府県アンテナショップ

東京の銀座にいながら、ご当地の特産品やグルメなどが堪能できるアンテナショップでお楽しみください。(北海道・秋田・山形・茨城・静岡・富山・石川・大阪・和歌山・兵庫・広島・徳島・香川・高知・大分・熊本・沖縄など)

皇居

車窓でのご見学となります。

日次	行程	食事
1	各支店 ―(途中休憩)― ◎明治神宮参拝 ― ◎築地場外市場 / すしざんまい(昼食/買物) ― 鍛冶橋駐車場 …… 7:30~8:15発 10:00 11:00 11:45 13:45 … ◎銀座一丁目(各府県アンテナショップ巡り/各自散策) … 鍛冶橋駐車場 ― △皇居二重橋(車窓) ― (途中休憩) ― 各支店 17:15~18:00 14:00 15:30	築地場外市場 すしざんまい

お願い:このご旅程は各地の道路状況等により多少時間が変更になる場合がございますのでお手数でも現地出発時間をご確認ください。

ご旅行条件書 (お申し込み前に必ずお読みください) の書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります

お申し込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

- 募集型企画旅行契約**
(1)この旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)募集型企画旅行契約の内容・条件は各コース毎に記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申し込みと契約の成立**
(1)申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または予約金のそれぞれ一部または全部として取り扱われます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社から予約の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。
(3)募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(1)の申込書を受理したときに成立したものとします。
(4)通信契約による旅行契約は、お申し込みを承諾する通知を発した方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したとき成立するものとします。
- 旅行代金とお支払い方法**
(1)旅行代金は、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいいます。これが「申込金」「取消料」「差引料」および「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
(2)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお支払い以降にお支払の場合は、旅行開始日直前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの**
(1)パンフレットに記載された旅行開始日に明示された交通費、食事代、入場料、乗車券等の費用は旅行代金に含まれます。上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくとも払戻はいりません。
(2)上記旅行代金及び個人の諸費用は含まれません。
- 申込条件・参加条件**
(1)特定ののお客様を対象として旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
(2)お申込み時点で未成年の方は、一定の場合を除き親権者の同意が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
(3)特別な配慮を必要とする方はお申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート(医師の診断書)を提出していただくことがあります。また、いじめの恐れがある、現地事情等の状況によりお申し込みをお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からお申し出に基づき当社がお客様のために調じた特別な措置を要する費用は、お客様の負担とします。
(4)お客様が旅行中に疾病、他病その他の事由により保護を要する状態になると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これによりかかる一切の費用はお客様の負担となります。
(5)お客様の都合による別行動は原則としてお断りいたします。
(6)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の利益上の都合があるときはお申し込みをお断りすることがあります。
- お客様の交遊**
(1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上当社に提出していただきます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。
(2)お客様は、利用途違、宿泊機関等が旅行者の交替に応じないことを断り拒否し、当該交替をお断りする場合があります。
(3)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。
- 7. お客様からの旅行契約の解除(取り消し料)**
(1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただき、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。申込金のみ取消料がまかなえないときは、その差額をお支払いします。

- 取消しに準ずる行為を行ったとき。
(2)お客様の業務上の都合があるときはお断りすることがあります。
- 9. 当社の責任**
当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。但し、損害発生の日から起算して2年以内の範囲に限り通知があった場合に限りします。
- 10. お客様の責任**
(1)お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為またはお客様が当社の旅行業務約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者等にその旨をお申し出なければなりません。
- 11. 旅行契約内容の変更**
当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画より異なる旅行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためや得ないときは、お客様にかまかじの速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。
- 12. 旅行代金の変更**
当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定運賃の範囲内で旅行代金を変更します。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお客様に通知します。
- 13. 旅程保証**
(1)当社は次表左欄に掲げる契約内容の必要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する額を加えた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が生じたときに第9項(1)の規定に基づき責任が発生すると認められる場合は、変更補償金としてではなく損害補償金の全部または一部として支払います。また、次の①~③の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
①次表に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます)
ア、旅行日程・運送をまたがらず天災、天災地変、インフラ障害、暴動、官公署の命令、オ、欠航、不通、乗客運送と同等の機関等によるサービス提供の中止、カ、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画より異なる旅行サービスの提供、キ、旅行参加者の生命または身体を安全確保のために必要な措置
②第7項~第8項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合
③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける予定が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

変更補償金の支払いが必要となる場合	旅行代金(旅行開始前)	1件あたりの率(%)
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を省くとき	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限ります)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地または空港又は旅行終了地または空港の異なる場合(変更後の運賃は旅行開始地または空港の異なる場合の間に於ける運賃の差額又は経路変更による差額)	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における運賃の差額又は経路変更による差額	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定める場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 14. 事故発生のお申し出について**
旅行中にお申出が発生した場合は、直ちに当社にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 15. 特別補償**
(1)当社は、当社の責任が生じるかどうかを問わず、国内募集型企画旅行の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急病かつ偶然な外来の事故によって生命、身体又は手荷物の損傷を被った場合、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。
(2)当社は、当社の責任が生じるかどうかを問わず、国内募集型企画旅行の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急病かつ偶然な外来の事故によって生命、身体又は手荷物の損傷を被った場合、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。
(3)当社は、お客様の旅行の再実施は致しません。
- 16. その他**
(1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合、それにより添乗員、お客様の怪我等、疾病に伴う諸費用、お客様が旅行参加による荷物損失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動中に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内してあらかじめお買物が、お買物に際しては、お客様の責任でご購入ください。
(3)当社は、お客様の旅行の再実施は致しません。
- 17. 旅行条件・旅行代金の基準**
この旅行条件は、2019年9月1日基準としています。また、旅行代金算出は、2019年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

個人情報
の取扱い
について

- 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏(以下「当社」)および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきますが、当社の旅行契約上の責任、事故時の賠償を担保する保険の取扱いに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社は当社が保有するお客様の個人情報(住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス)を当社グループ企業および販売店が共同利用する場合があります。【住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス】
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

【旅行企画・実施】

●お申込/ツアーに関するお問い合わせは 観光庁長官登録旅行業第2053号 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 湘南支店 TEL:0463-23-2811 FAX:0463-22-0895

〒254-0035 神奈川県平塚市宮の前1-13 甲南アセント平塚ビル9階
総合旅行業務取扱管理者: 小泉 智夫・塚松 稔 担当: 竹川 太
営業日・営業時間: 月~金 9:00~17:45(土・日曜・祝祭日は休み)
※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

パンフレット作成日: 2019年10月17日 管理番号: 0000-0000-0000

【企画協力】

TRiBank Hiratsuka
平塚信用金庫
〒254-0043
神奈川県平塚市紅谷町11-19